

広島市大規模小売店舗地域貢献 ガイドライン

【令和 7 年度(2025 年度)版】

令和 7 年(2025 年) 4 月

広島市

目 次

第 1	ガイドラインの策定趣旨	1
第 2	ガイドライン	2
1	出店計画書の提出	2
(1)	対象となる店舗	2
(2)	出店計画書の内容	2
(3)	提出時期	2
(4)	公表	3
(5)	出店計画説明会の開催	3
(6)	関係行政機関・広島市関係課からの意見	3
(7)	取下書の提出	3
2	地域貢献計画書の提出	4
(1)	対象となる店舗	4
(2)	地域貢献計画書の内容	4
(3)	提出時期	4
(4)	地域貢献計画書の変更	4
(5)	地域貢献計画説明会の開催	5
(6)	地域貢献実施状況報告書の提出	5
(7)	公表	5
第 3	施行時期等	6
別表	地域貢献活動事例	7
	手続の流れ	13
	提出様式	15

第1 ガイドラインの策定趣旨

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「大店立地法」という。）は、地域の生活環境の保持を目的とし、店舗面積が1,000㎡を超える小売店舗（以下「大規模小売店舗」という。）の設置者に対し、施設の配置や運営方法について生活環境に適正な配慮を行った上で出店することを求めています。店舗設置者は、大店立地法及びそれに基づく指針に沿って出店計画を立てることになっています。しかし、多くの住民等が抱く大規模小売店舗の出店に伴う生活環境悪化の懸念が十分には払拭されていないことは、住民等意見が多く提出されていることから明らかです。

店舗設置者が円滑な出店を実現するためには、住民等のこうした懸念をできる限り取り除き、住民の生活ニーズにあった出店計画を立てることが求められています。このため、店舗設置者は、事前に住民等に対し、出店についての情報提供を行うとともに、住民等とのコミュニケーションを通じて出店計画に住民等の意見を取り入れることが重要です。

また、大規模小売店舗は、住民が日々買物に訪れる、住民とのつながりが深い施設であり、住民等からの地域貢献への期待が大きく、地域が抱える様々な課題解決に向けた取組の一翼を担うことが望まれています。大規模小売店舗が、地域の一員として、地域の実情に即した地域貢献を行っていくことは、快適で暮らしやすいまちづくりの実現につながるとともに、店舗設置者にとっても、自らが設置した店舗への住民等の信頼が得られ、継続して安定した事業展開をもたらすと考えられます。

以上のことから、本市として、住民等が、出店予定店舗の計画内容をあらかじめ知ることができ、また、店舗設置者が行う地域貢献活動の内容を知ることができるよう、大規模小売店舗の設置者に対し、出店計画書及び地域貢献計画書の提出を求めることとし、両計画書に盛り込むべき内容や計画書の提出時期、手続等を明確化するため、ガイドラインを策定することにしました。

店舗設置者各位には、以上の趣旨を御理解いただき、是非御協力をお願いします。

第2 ガイドライン

1 出店計画書の提出

(1) 対象となる店舗

次のいずれかに該当する大規模小売店舗とします。

- ア 新規に出店する店舗
- イ 既設の店舗のうち、1,000 m²又は増加前の1割を超える店舗面積を増床する店舗

(2) 出店計画書の内容

対象となる大規模小売店舗の設置者は、出店計画書（第1号様式）及び添付書類（広域位置図、周辺位置図（予定する来退店ルートを記載したもの）及び建物配置図）を広島市（経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課）に提出してください。

出店計画書には、次の事項を記載してください。

- ア 大規模小売店舗の名称及び所在地
- イ 用途地域
- ウ 敷地面積、延床面積及び店舗面積
- エ 小売店舗以外の併設施設の種類及び当該併設施設ごとの床面積
- オ 建物の構造及び階数
- カ 主な小売事業者
- キ 営業時間
- ク 駐車場収容台数
- ケ 駐輪場収容台数
- コ 開店等までのスケジュール
- サ 出店計画書に関する問い合わせ先

(3) 提出時期

出店計画書は、原則として、次のアからエまでのうち最も早い時期までに提出してください。

- ア 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の規定による開発行為の許可の申請時
- イ 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項又は第5条第1項の規定による農地転用の許可の申請時
- ウ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請の3か月前
- エ 大店立地法第5条第1項の規定による新設の届出又は第6条第2項若しくは附則第5条第1項の規定による変更の届出の3か月前

(4) 公表

提出された出店計画書は、速やかに広島市のホームページで公表します。

また、「(1) 対象となる店舗」のアに係る出店計画書については、報道機関に情報提供を行うとともに、大規模小売店舗の所在地の敷地境界から1キロメートルの範囲内に広島市以外の市又は町の区域を含む場合は、その市又は町に情報提供を行います。なお、イに係る出店計画書については、増床の規模により、同様の情報提供を行うことがあります

(5) 出店計画説明会の開催

ア 出店計画書を提出した大規模小売店舗の設置者は、広島市と協議の上、当該出店計画書の提出日から1か月以内に、その計画内容の周知を図るための出店計画説明会を、次の要領で開催してください。

(ア) 出店計画説明会の日時及び開催場所は、参加者の利便性に配慮し、出店地の近隣で、平日の夜間、土曜日、日曜日、祝日等で開催してください。開催回数は、原則1回です。

(イ) 出店計画説明会を開催するときは、自治会、商工団体等の地域団体へのチラシの配布、新聞への掲載等により、開催日時、開催場所等の周知に努めてください。

(ウ) 出店計画説明会では、参加者からの質問等に対し誠意をもって回答してください。

(エ) 出店計画説明会開催後、開催結果の概要を記載した出店計画説明会開催結果報告書（第2号様式）を速やかに広島市に提出してください。

イ 提出された出店計画説明会開催結果報告書は、速やかに広島市のホームページで公表します。

(6) 関係行政機関・広島市関係課からの意見

提出された出店計画書については、警察等関係行政機関にその写しを送付します。警察等関係行政機関及び広島市関係課からその内容について意見があった場合には、それを提出者に通知します。

(7) 取下書の提出

出店計画書を提出した大規模小売店舗の設置者は、出店計画を変更し、又は取りやめたことにより、(1)のア及びイのいずれにも該当しなくなった場合には、取下書（第3号様式）を速やかに広島市に提出してください。

2 地域貢献計画書の提出

(1) 対象となる店舗

次のいずれかに該当する大規模小売店舗とします。

ア 新規に出店する店舗

イ 既設の店舗のうち、大店立地法第6条第2項又は附則第5条第1項（※3）の規定による変更の届出を行う店舗

※3 大店立地法第6条第2項、附則第5条第1項：店舗面積や駐車場の位置・収容台数、駐輪場の位置・収容台数、営業時間等の変更届出の規定

(2) 地域貢献計画書の内容

対象となる大規模小売店舗の設置者は、広島市（経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課）に地域貢献計画書（第4号様式）を提出してください。地域貢献計画書は、開店又は変更予定年度を含む5事業年度分を対象とします。

地域貢献計画書には、次の事項を記載してください。

ア 大規模小売店舗の名称及び所在地

イ 地域貢献担当窓口の部署及び連絡先

ウ 地域貢献に対する方針

エ 計画期間

オ 地域貢献計画の内容（項目、細目、内容、実施時期及び目標値）

項目等については、別表「地域貢献活動事例」を参考にしてください。

(3) 提出時期

ア 「(1) 対象となる店舗」のア及びイに掲げる店舗のうち「1 出店計画書の提出」の対象となる店舗の設置者は、出店計画書と同時期に地域貢献計画書を提出してください。

イ 「(1) 対象となる店舗」のイに掲げる店舗のうち「1 出店計画書の提出」の対象とならない店舗の設置者は、大店立地法第6条第2項又は附則第5条第1項の規定による届出と同時期に地域貢献計画書を提出してください。

ウ 計画期間が終了する3か月前までに、次の5事業年度分の地域貢献計画書を提出してください。

(4) 地域貢献計画書の変更

地域貢献計画書を提出した大規模小売店舗の設置者は、当該地域貢献計画書の内容に変更があった場合には、地域貢献変更計画書（第5号様式）を速やかに提出してください。

(5) 地域貢献計画説明会の開催

- ア 「(1) 対象となる店舗」のア及びイに掲げる店舗のうち「1 出店計画書の提出」の対象となる店舗の設置者は、広島市と協議の上、地域貢献計画書の提出から1か月以内に、その計画内容の周知を図るための地域貢献計画説明会を、次の要領で開催してください。なお、1の出店計画書に関する説明会と併せて開催することも可能です。
- (ア) 地域貢献計画説明会の日時及び開催場所は、参加者の利便性に配慮し、出店地の近隣で、平日の夜間、土曜日、日曜日、祝日等で開催してください。開催回数は、原則1回です。
- (イ) 地域貢献計画説明会を開催するときは、自治会、商工団体等の地域団体へのチラシの配布、新聞への掲載等により、開催日時、開催場所等の周知に努めてください。
- (ウ) 地域貢献計画説明会では、参加者からの質問等に対し誠意をもって回答してください。
- (エ) 地域貢献計画説明会開催後、開催結果の概要を記載した地域貢献計画説明会開催結果報告書（第6号様式）を速やかに広島市に提出してください。
- イ 提出された地域貢献計画説明会開催結果報告書は、速やかに広島市のホームページで公表します。
- ウ 「(1) 対象となる店舗」のイに掲げる店舗のうち「1 出店計画書の提出」の対象とならない店舗の設置者は、地域貢献計画説明会の開催に代えて、計画の内容を店内に掲示するとともに、自治会、商工団体等の地域団体に配布するなど、地域貢献計画の周知に努めてください。

(6) 地域貢献実施状況報告書の提出

地域貢献計画書を提出した大規模小売店舗の設置者は、毎事業年度終了後3か月以内に、1事業年度分の地域貢献実施状況報告書（第7号様式）を提出してください。

(7) 公表

提出された地域貢献計画書、地域貢献変更計画書及び地域貢献実施状況報告書は、広島市のホームページで公表します。

第3 施行時期等

1 施行時期

このガイドラインは、平成21年(2009年)4月1日から施行します。

2 改正時期

このガイドラインは、平成22年(2010年)4月1日から一部改正します。

このガイドラインは、平成23年(2011年)4月1日から一部改正します。

このガイドラインは、平成24年(2012年)4月1日から一部改正します。

このガイドラインは、令和元年(2019年)5月1日から一部改正します。

項目	細目	具体例
1 地域づくりへの参画・協力	(1) 交通安全市民運動への協力	- 各種交通安全運動への参加・協力 - 交通事故防止の啓発（店内放送、ポスターの掲示等） - 広島市が進める交通安全及び交通渋滞の対策への協力
	(2) 地域の祭り、行事等への協力	地域の祭り、伝統行事、スポーツ・レクリエーション大会等の各種行事への参加・協力
	(3) 地域づくりに取り組む団体への協力	- 地域づくりに取り組む町内会・自治会、地(学)区社会福祉協議会、NPO及びボランティア団体の活動への参加・協力、活動場所の提供等の協力 - 各種地域団体（町内会・自治会、社会福祉協議会、防犯組合、自主防災会など、一定の地域における住民自治又は地域課題解決等のために自発的に活動を行う住民団体）が参画する地域課題を解決するための活動への参加や、各種地域団体の運営援助を目的とした活動
	(4) コミュニティスペースの提供	地域住民がいつでも気軽に立ち寄り、交流を深めることができる場所の提供
	(5) 地域住民等との協議等	- 地域住民等との協議の場の設置 - 地域住民等との協定の締結
2 地域産業活性化の推進	(1) 商店街振興組合、商工会等への加入	店舗設置者及びテナント事業者の商店街振興組合等への加入
	(2) 商店街、商工会等が実施する各種行事等への協力	- 商店街、商工会等が実施する共同売出し等イベントへの参加・協力 - 商店街、商工会等における店舗運営に必要なノウハウを有する人材の紹介、情報提供及び技術支援
	(3) 地元産品の積極的なPRと販売促進	- 地元産品販売コーナー及び生産者等の直売コーナーの設置 - 地元産品のPR及び販売促進への協力 “ひろしまそだち”地産地消推進事業への協力（※1） - ザ・広島ブランド認定事業への協力（※2） - 広島市エシカルマップへの登録
	(4) 地域又は市内事業者のテナント入居等	地域又は市内の事業者のテナント入居及び取引の促進

※1 “ひろしまそだち”地産地消推進事業

広島市内の農林漁業者が市内で生産した農林水産物及びその加工品に“ひろしまそだち”シンボルマークを表示し、“ひろしまそだち”産品の安心の確保と生産者・小売店・飲食店・消費者による地産地消の輪を広げ、118万人の地産地消を進めていきます。

※2 ザ・広島ブランド認定事業

広島の特産品で特に優れたものを「ザ・広島ブランド」として認定し、全国に向けてPRすることで、知名度をより高め、その消費拡大を図るとともに、広島のイメージを向上させ、地域経済の活性化及び誘客の促進を図ります。

項目	細目	具体例
3 地域雇用の確保	(1) 地域からの雇用の促進	・ 地域住民を対象とした従業員の優先的な採用
	(2) 安定的雇用の確保	・ 正社員採用への配慮
	(3) 障害者、高齢者、母子家庭の母等の雇用の促進及び労働環境の整備	・ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)で定める障害者雇用率を上回る障害者の雇用の促進 ・ 高齢者の雇用機会の確保 ・ 母子家庭の母の雇用の促進 ・ 結婚、出産、育児等により退職した者の再雇用の促進 ・ 外国人の雇用機会及びその適正な労働条件の確保
	(4) 仕事と家庭を両立できる環境づくりの推進	・ 託児所等の設置 ・ 短時間勤務制度の導入 ・ 育児・介護休業制度の活用等の促進 ・ 女性と若者が働きやすい職場環境づくりの推進
	(5) インターンシップの受入れ	・ 地元の大学、専門学校、高等学校、特別支援学校等からのインターンシップの受入れ
4 防犯・青少年非行防止対策の推進	(1) 安全なまちづくり運動への協力	・ こども見守り活動への参加 ・ 犯罪予防キャンペーン等への参加並びに実施会場等の提供 ・ 防犯資材の提供や防犯カメラの設置などの地域見守り活動への助成 ・ 見守り活動用ジャンパー作成協力 ・ こども 110 番の家への参加 ・ 広島市犯罪被害者等支援条例の周知 ・ 犯罪被害者等支援に係るキャンペーン等の実施場所の提供や広報啓発活動等への参加 ・ 犯罪予防キャンペーンへの参加・協力
	(2) 青少年非行防止への協力	・ 万引きさせない店づくり及び万引きの防止の広報の実施 ・ 非行の防止に関する写真、ポスター等の掲示
	(3) 店舗及びその敷地内での防犯対策の実施	・ 見通しを確保した商品陳列 ・ 防犯カメラの設置（店舗内、駐車場等） ・ 犯罪又は非行の発生場所となりやすい駐車場、荷さばき施設、建物の死角その他人通りの少ない場所での警備員又は従業員による定期的巡回の実施 ・ 店内放送やデジタルサイネージなどによる特殊詐欺被害防止に係る広報の実施 ・ ATM 周辺の警戒や高齢者への声かけ等の実施
	(4) 深夜営業時及び営業時間外における防犯対策・青少年非行防止対策の実施	・ 犯罪及び青少年の非行の防止のための青少年への声掛け ・ 深夜営業時における警備の強化 ・ 深夜営業の自粛 ・ 営業時間外における駐車場出入口の施錠 ・ 警備員の巡回 ・ 駐車場等人通りの少ない場所での適切な照明の設置

項目	細目	具体例
4 防犯・青少年非行防止対策の推進	(5) 緊急通報体制の確保	・ 店舗及び店舗周辺での事件発生時における警察への通報要領の策定 ・ 迅速な避難誘導措置等の緊急通報体制の確立
5 地域防災対策の推進	(1) 災害等発生時における避難場所等の提供	・ 車中一時避難場所としての駐車場等の提供 ・ 浸水時緊急退避施設としての駐車場敷地、建物等の提供 ・ 災害等対策に必要な資器材の一時集積場所としての建物、駐車場等の提供 ・ 近隣地域での火災発生時（夜間及び休日を含む。）における店舗敷地内の消防水利の提供協力
	(2) 災害時における避難情報の発信	・ 店舗所在地の小学校区へ発令された避難情報のアナウンス
	(3) 災害時における物資の提供	・ 市からの食料・生活物資等緊急物資の提供依頼への協力
	(4) 災害時における地域住民との連携	・ 救助活動、応急復旧活動等の地域住民と連携した活動への参加
	(5) 災害時におけるボランティア活動への支援	・ ボランティア活動団体等への支援 ・ 災害ボランティア活動への従業員の派遣 ・ ボランティア休暇取得に関する職場環境の整備
	(6) 災害時における業務の継続	・ 業務継続計画の策定 ・ 安定した物資供給及び雇用確保のための営業の継続
	(7) 防災訓練等への参加・協力 防災知識の普及啓発	・ 地域が実施する防災訓練等への積極的な参加・協力 ・ 地域の消防団活動への積極的な参加・協力 ・ 地域との防災協定の締結 ・ 広島市消防団協力事業所の認定取得 ・ 広島市が作成しているハザードマップを掲示 ・ 避難誘導アプリのダウンロード促進への協力 ・ 防災情報メールの登録促進への協力
	(8) 救急救命の取組	・ A E D（自動体外式除細動器）の設置 ・ A E D提供協力施設への参画 ・ 従業員の救命講習受講の促進

項目	細目	具体例
6 環境対策の推進	(1) 地球温暖化対策・省エネルギー対策の実施	・ エネルギー管理システム（BEMS）の導入 ・ LED 照明やトップランナー機器といった省エネ性能の高い機器の導入 ・ ISO14001 やエコアクション 21 等の環境マネジメントシステムの導入 ・ 敷地内の緑化及び屋上・壁面の緑化の推進 ・ 店舗内の空調温度の適切な設定 ・ 太陽光発電設備やコージェネレーション設備等の設置 ・ 平日の店舗駐車場を活用したパーク＆ライド ・ 断熱性能の高い構造材や二重窓、複層ガラス等の導入 ・ 通勤や業務における公共交通機関の利用促進や次世代自動車の導入 ・ ごみの減量・リサイクルの促進
	(2) 環境美化対策の実施	・ 地域の公共の場所での定期的な清掃活動の実施 ・ ばい捨て・落書き禁止活動への参加
	(3) 水循環確保対策の実施	・ 駐車場の透水性舗装 ・ 節水及び雨水の再利用 ・ 地下水保全のための取組の実施（揚水の抑制、雨水浸透の促進による涵養）
	(4) リサイクル対策の実施	・ リサイクルボックスの設置 ・ リサイクル製品の販売
	(5) 廃棄物減量化	・ レジ袋の有料化、買物袋持参運動等によるレジ袋削減 ・ 簡易包装、トレイ削減等による廃棄物の減量化 ・ 食品廃棄物の排出抑制や生ごみの堆肥化 ・ 分別の徹底によるごみの減量化
	(6) 生活環境への配慮	・ 光害対策（屋外照明、広告塔照明等の適切な設置・運用）の実施
	(7) 環境全般への配慮	・ ISO14001、エコアクション 21 等の環境マネジメントシステムの認証取得 ・ 環境教育・環境学習の場や機会などの提供 ・ 地域の環境保全活動への取組 ・ 環境配慮商品の販売 ・ グリーン購入

項目	細目	具体例
7 子ども、高齢者、障害者等への配慮	(1) ユニバーサルデザインに配慮した店舗づくり	- すべての人に使いやすい店舗づくり - ユニバーサルデザインに配慮したサービス・情報の提供（新生児・乳児を抱える親及び高齢者で買物に行けない人への宅配サービス等） - ユニバーサルデザイン関連商品の取扱い - 国際標準化機構（ISO）が標準化した案内図記号その他外国人にも分かりやすい案内表示の整備
	(2) 子育て支援	- 赤ちゃんルーム、子ども用トイレ、キッズコーナー、託児室等の設置 - ベビーカーが通行しやすい店舗内の配置 - 子育て家庭の交流や相談の場の提供 - ひろしま保育・介護人財サポート事業への参加
	(3) 子どもたちの健全育成への支援	- 地域の学校等からの社会見学・体験学習の受入れ - 特別支援学校からの申出による就業体験学習の受入れ - 学校の運動部、スポーツ少年団等の活動への協力 - 地域の学校の芸術作品等発表の場所の提供
	(4) 地域の障害者支援施設等の活動への協力	地域の障害者支援施設等で製作された物品等の展示会の開催や販売への協力
	(5) 高齢者、障害者等に配慮した取組	- 地域の福祉団体と連携したイベントの開催等 - 高齢者、障害者、妊産婦等の専用駐車スペースの確保 - 言葉でうまく意思や状況を伝えられない人への支援（コミュニケーション支援ボードの設置） - 店舗職員に対する認知症サポーター養成講座の実施 - ひろしま保育・介護人財サポート事業への参加（再掲） 「みんなのお店ひろしま」宣言店への加入 - 消費生活協力団体への委嘱
8 核テナント撤退や店舗閉鎖時の対応	(1) 早期の情報提供	撤退時期やその後の対応策等についての可能な限り早期の地域住民等、市への十分な情報提供
	(2) 後継店の確保	地域住民の買物の利便性の低下や失業者の発生等を極力抑えるための後継店の確保
	(3) 従業員の雇用の確保	関係機関等との連携による離職者の円滑な再就職や配置転換への最大限の努力
	(4) 取引先企業に対する対応	取引先企業の経営悪化防止のための店舗閉鎖情報の早期提供、後継店への紹介
	(5) 店舗閉鎖に伴う環境悪化の防止	適切な建物管理による店舗閉鎖に伴う周辺環境悪化の防止

項目	細目	具体例
	(6) 再利用可能な建物の建築	撤退後も再利用可能な店舗建築の設計、レイアウト及び資材への配慮
9 その他	(1) 健康づくりの推進	- 元気じゃけんひろしま 21 協賛店・団体の認証取得(※3) 「ひろしま食育ネットワーク」への参加(※4)、参加団体の連携による食育推進活動の実施
	(2) 景観形成、街並みづくりへの協力	- 外観の色彩、周辺の街並み等との連続性に配慮した建物の配置その他周辺の景観形成及び街並みづくりを阻害しない店舗づくり - 敷地の緑化への配慮 - 地域が進める良好な景観形成及び街並みづくりへの協力
	(3) 平和への取組の推進	折り鶴に託された思いを昇華させるための取組への参画
	(4) 地方創生の推進	- 企業版ふるさと納税を活用した寄附 - 広島広域都市圏地域共通ポイント「としぽ」への参画 - 消費者志向経営の取組 - シェアモビリティのポート設置
	(5) 地域貢献活動の実施体制の整備	- 地域貢献活動担当部署の設置等実施体制の整備 - 地域貢献担当窓口の店頭表示

※3 元気じゃけんひろしま 21 協賛店・団体の認証取得

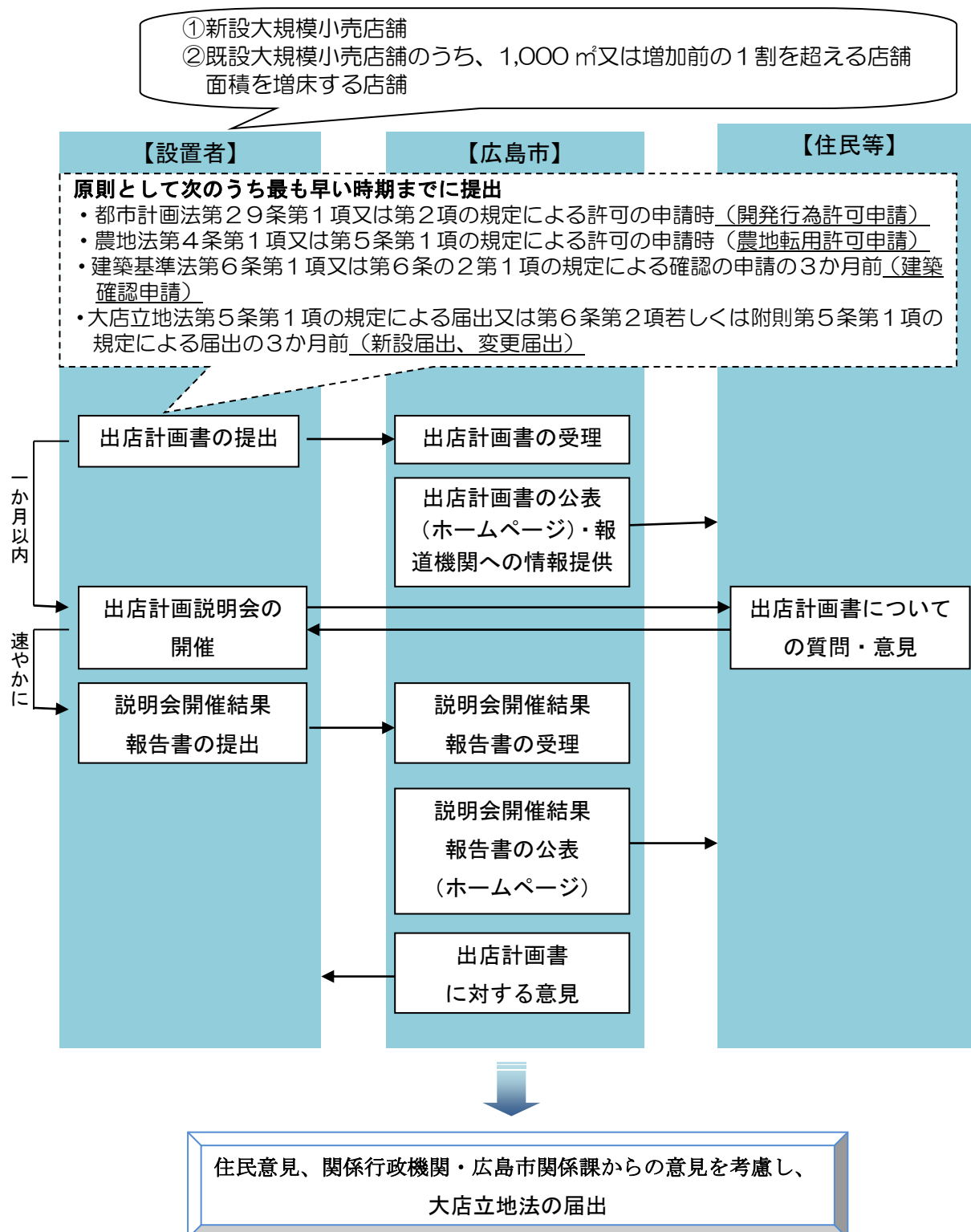
広島市健康づくり計画「元気じゃけんひろしま 21 (第3次)」に基づき、市民の健康づくりを支援する環境整備の推進を図るため、市民の健康づくりの支援等を行う店舗、事業所、市民団体等を「元気じゃけんひろしま 21 協賛店・団体」として認証及び公表しています。

※4 「ひろしま食育ネットワーク」への参加

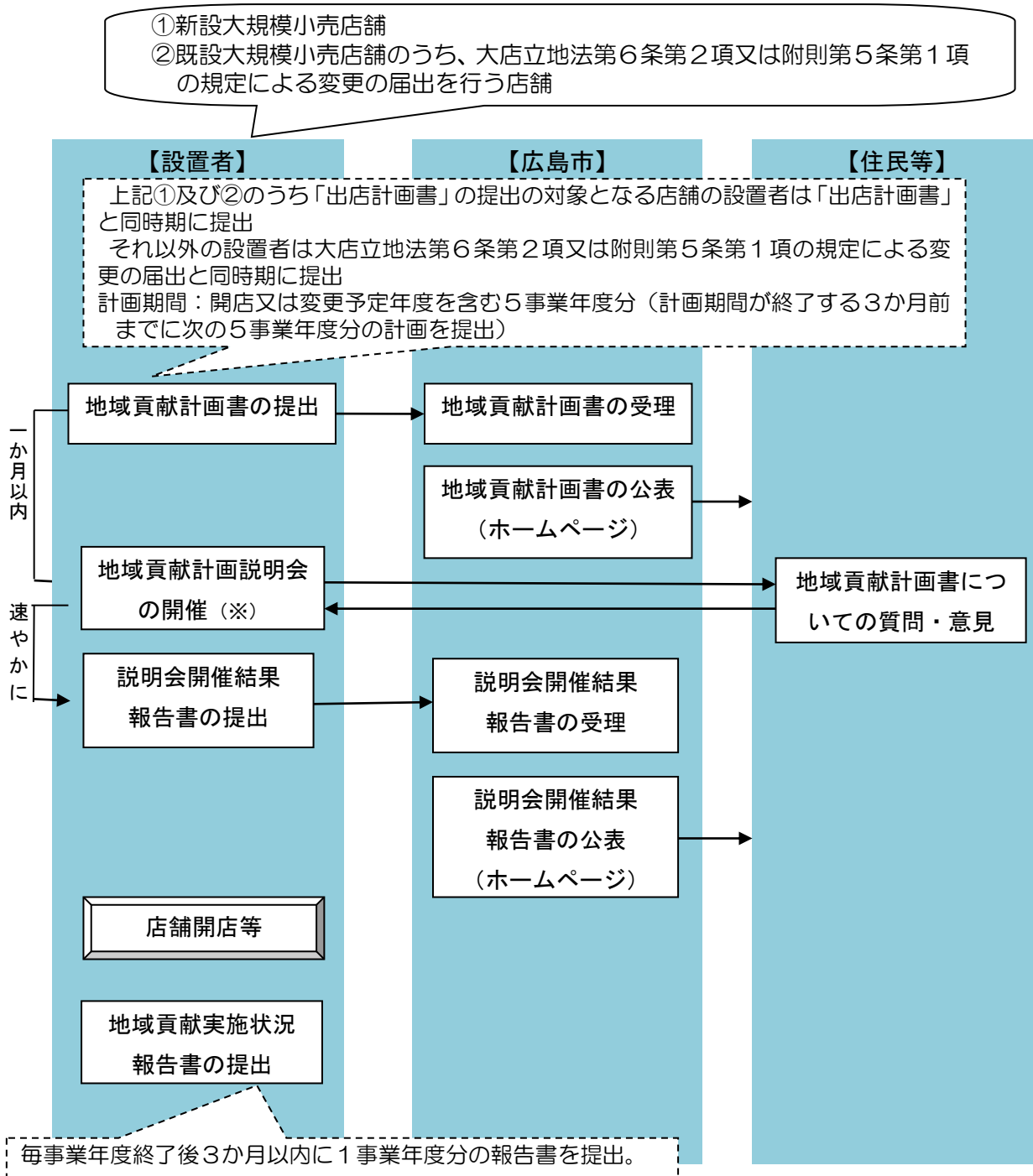
第4次広島市食育推進計画を推進するため、食育推進に取り組む事業所や団体等を「ひろしま食育ネットワーク参加団体」として登録し、公表しています。

手続の流れ

1 出店計画書の提出



2 地域貢献計画書の提出



※ 地域貢献計画書の提出の対象となる店舗の②のうち「出店計画書」の提出の対象とならない店舗の設置者は、地域貢献計画説明会の開催に代えて、計画の内容を店内に掲示するとともに、自治会、商工団体等の地域団体に配布するなど計画の周知に努めてください。

提出様式

第 1 号様式	出店計画書……………	1 6
第 2 号様式	出店計画説明会開催結果報告書……………	1 7
第 3 号様式	取下書……………	1 8
第 4 号様式	地域貢献計画書……………	1 9
第 5 号様式	地域貢献変更計画書……………	2 0
第 6 号様式	地域貢献計画説明会開催結果報告書……………	2 1
第 7 号様式	地域貢献実施状況報告書……………	2 2

第 1 号様式

出店計画書

年 月 日

(あて先) 広島市長

住所

氏名又は名称

法人にあっては、代表者の氏名

広島市大規模小売店舗地域貢献ガイドラインの第 2 の 1 の (2) に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 新設・増設の別	新設 ・ 増床
2 大規模小売店舗の名称	
3 大規模小売店舗の所在地	
4 用途地域	
5 敷地面積	
6 延床面積	
7 店舗面積	
8 小売店舗以外の併設施設の 種類及び当該併設施設ご との床面積	
9 建物の構造・階数	
10 主な小売事業者	
11 営業時間	
12 駐車場収容台数	
13 駐輪場収容台数	
14 開店等までのスケジュール	(都市計画法(開発行為許可申請)、農地法(農地転用許可申請)、建築基準法(建築確認申請)又は大規模小売店舗立地法(新設届出・変更届出)に基づく手続の予定年月日、建築着工予定年月日、竣工予定年月日及び開店等予定年月日)

※ 広域位置図、周辺位置図及び建物配置図を添付してください。また、予定する来退店ルートも記載してください。

問い合わせ先	担当者名
	TEL
	FAX
	E-mail

第2号様式

出店計画説明会開催結果報告書

年 月 日

(あて先) 広島市長

住所
氏名又は名称
法人にあっては、代表者の氏名

広島市大規模小売店舗地域貢献ガイドラインの第2の1の(5)のアの(エ)に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 大規模小売店舗の名称	
2 大規模小売店舗の所在地	
3 周知方法	
4 開催日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
5 開催場所	
6 説明者	
7 出席者数	
8 議事の概要	
9 陳述意見及び回答	

※ 説明会の開催を周知させた資料、説明会で配布した資料等を添付してください。

問い合わせ先	担当者名
	TEL
	FAX
	E-mail

第3号様式

取下書

年 月 日

(あて先) 広島市長

住所
氏名又は名称
法人にあっては、代表者の氏名

広島市大規模小売店舗地域貢献ガイドライン第2の1の(7)に基づき、 年 月 日付
けで提出しました出店計画書を下記のとおり取り下げます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称
- 2 大規模小売店舗の所在地
- 3 取り下げる理由

問い合わせ先	担当者名
	TEL
	FAX
	E-mail

第4号様式

地域貢献計画書

年 月 日

(あて先) 広島市長

住所
氏名又は名称
法人にあっては、代表者の氏名

広島市大規模小売店舗地域貢献ガイドライン第2の2の(2)に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称
- 2 大規模小売店舗の所在地
- 3 地域貢献担当窓口の部署及び連絡先(担当者名、TEL、FAX、E-mail)
- 4 地域貢献に対する方針
- 5 計画期間 5事業年度間(年 月 日～ 年 月 日)
- 6 地域貢献計画の内容

項目	細目	地域貢献活動内容	実施時期	目標値

- ※1 項目及び細目は、別表「地域貢献活動事例」から該当するものを記載してください。ただし、「8 核テナント撤退や店舗閉鎖時の対応」については、必ず記載してください。
- ※2 目標値は、設定可能なものについてできる限り記載してください。
- ※3 地域貢献活動内容に関する資料を適宜添付してください。
- ※4 地域貢献に対する方針の店内への掲示等に努めてください。

地域貢献変更計画書

年 月 日

(あて先) 広島市長

住所
氏名又は名称
法人にあっては、代表者の氏名

年 月 日付けで提出しました地域貢献計画書に変更がありますので、広島市大規模小売店舗地域貢献ガイドライン第2の2の(4)に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称
- 2 大規模小売店舗の所在地
- 3 地域貢献担当窓口の部署及び連絡先（担当者名、TEL、FAX、E-mail）
- 4 地域貢献に対する方針
- 5 計画期間 5事業年度間（ 年 月 日～ 年 月 日）
- 6 地域貢献計画の内容
(変更した箇所に下線を付してください。)

項目	細目	地域貢献活動内容	実施時期	目標値

- ※1 項目及び細目は、別表「地域貢献活動事例」から該当するものを記載してください。ただし、「8 核テナント撤退や店舗閉鎖時の対応」については、必ず記載してください。
- ※2 目標値は、設定可能なものについてできる限り記載してください。
- ※3 地域貢献活動内容に関する資料を適宜添付してください。
- ※4 地域貢献に対する方針の店内への掲示等に努めてください。

地域貢献計画説明会開催結果報告書

年 月 日

(あて先) 広島市長

住所
氏名又は名称
法人にあっては、代表者の氏名

広島市大規模小売店舗地域貢献ガイドライン第2の2の(5)のアの(エ)に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 大規模小売店舗の名称	
2 大規模小売店舗の所在地	
3 周知方法	
4 開催日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分
5 開催場所	
6 説明者	
7 出席者数	
8 議事の概要	
9 陳述意見及び回答	

※ 説明会の開催を周知させた資料、説明会で配布した資料等を添付してください。

問い合わせ先	担当者名 TEL FAX E-mail
--------	------------------------------

地域貢献実施状況報告書

年 月 日

(あて先) 広島市長

住所
氏名又は名称
法人にあっては、代表者の氏名

広島市大規模小売店舗地域貢献ガイドライン第2の2の(6)に基づき、下記のとおり報告します。

記

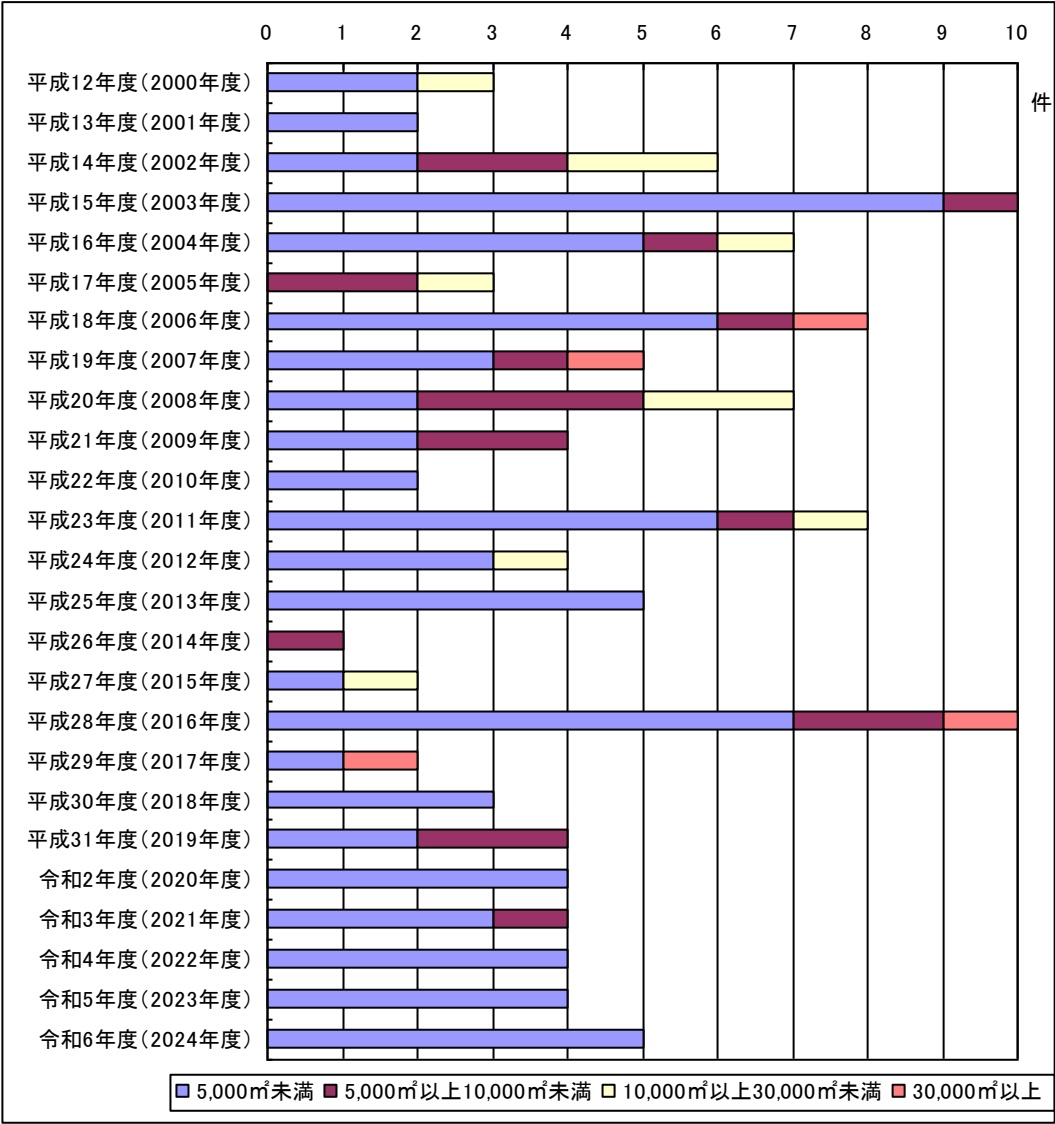
- 1 大規模小売店舗の名称
- 2 大規模小売店舗の所在地
- 3 地域貢献担当窓口の部署及び連絡先
- 4 地域貢献に対する方針
- 5 計画期間 5事業年度間 (年 月 日～ 年 月 日)
- 6 地域貢献の実施状況 (年 月 日～ 年 月 日分)

項目	細目	地域貢献活動内容	実施時期	実施状況

- ※1 項目、細目及び地域貢献活動内容は地域貢献計画書又は地域貢献変更計画書と同様の内容としてください。
- ※2 実施状況に関する資料を適宜添付してください。
- ※3 地域貢献計画書又は地域貢献変更計画書に記載されている内容のうち、実施予定であったもので、実施しなかったものについては、実施時期に「未実施」と記載してください。

〔参考〕

1 大規模小売店舗の新設届の件数（令和 7 年(2025 年)3 月 31 日現在）



※ 大店立地法第6条第5項の規定による大規模小売店舗廃止届出書が提出された店舗については、件数から除く。

2 店舗面積の規模別の住民等意見提出件数及びその割合（令和7年(2025年)3月31日現在）

店舗面積	新設届出 件数 (A)	(A)のうち、住民 等意見が提出された 新設届出件数 (B)	住民等意見が提出 された割合 (B/A×100)
1,000㎡超2,000㎡未満	59	17	28.8%
2,000㎡以上5,000㎡未満	23	7	30.4%
5,000㎡以上10,000㎡未満	21	8	38.1%
10,000㎡以上	14	9	64.3%
合計	117	41	35.0%

※ 大店立地法第6条第5項の規定による大規模小売店舗廃止届出書が提出された店舗については、件数から除く。

【問い合わせ先】

**広島市経済観光局産業振興部
企業誘致・創業推進課**

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

TEL (082) 504-2241

FAX (082) 504-2259

E-mail kigyo@city.hiroshima.lg.jp